

令和7年度法律文書錬成講座 刑事訴訟法 問題

次の〔設例〕を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔設例〕

大阪府警T警察署の警察官Kらは、令和6年9月27日にXから暴行を受け、顔に（軽微な）傷害を負った旨のVの被害申告を受けて捜査を進めたところ、Vの供述などから、Xが上記暴行に及んだのは、覚醒剤を使用していたことをVから追及・非難されたのに腹を立てたからであることが判明した。

そこで、Kらは、Vに対する傷害の事実により、裁判官から、捜索すべき場所を「大阪府豊中市待兼山町〇番地のSマンション〇号X方居室」、差し押さえるべき物を「メモ、日記、わび状その他本件に関係ありと思料せられる物件」とする捜索差押許可状の発付を受け、令和6年11月18日午前9時35分ころ、Xの居所に赴いた。

Kらは、捜索差押許可状をXに示してその居室内に入り、居間、寝室、玄関、便所を探索し、押入をあけたり、枕や犬のぬいぐるみを壊してその中を調べたりしたところ、傷害事件に関する証拠物は発見されなかったが、寝室の布団の枕元の畳の上にあった木箱およびその傍にあった紙袋の中から、覚醒剤と思われる白色結晶性粉末少量が入ったビニール小袋、覚醒剤の注射用などに使われる注射器一式等が発見された。

KらはXに対してこれら各物件の所有関係などについて質問をしたところ、Xは自分のものであることを認めたので、その同意を得て、試薬により上記粉末を検査した結果、陽性の反応があった。そこで、Kらは、同日午前9時57分ころ、Xを覚醒剤所持の事実により現行犯逮捕すると同時に①これら各物件を差押え、午前10時5分ころX方居室内における捜索等を終了した。その後、Xは、T署において傷害および覚醒剤所持についての取調べを受けるとともに、Kらの求めに応じて尿を任意に提出した。その尿からは覚醒剤成分が検出されたため、Xは、令状により、覚醒剤使用の事実でも逮捕されるに至った。

その後、検察官Pは、覚醒剤使用の事実について、取調べにおいてXが行った供述の内容に基づき、「被告人は、法定の除外事由がないのに、令和6年11月15日午前11時ころ、大阪府豊中市待兼山町〇番地の被告人方において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を自己の左腕部に注射し、もって、覚醒剤を使用した」旨の訴因により公訴を提起した。

ところが、Xは、公判廷において、「覚醒剤を使用したのは確かであるが、日時は、令和6年11月15日午前11時ころではなく翌16日の午前11時ころで、場所は自宅ではなく吹田市にある別荘だった」旨述べるに至ったため、Pは、「被告人は、法定の除外事由がないのに、令和6年11月16日午前11時ころ、大阪府吹田市山田丘〇番

地の被告人の別荘宅において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を自己の左腕部に注射し、もって、覚醒剤を使用した」旨の事実への②訴因変更を請求した。

〔設問 1〕 下線部①の差押えの適法性について、(1)X の現行犯逮捕に伴って無令状で行われた場合と、(2) (搜索) 差押許可状に基づいて行われた場合とに分けて論じなさい。

(30 点)

〔設問 2〕 下線部②の訴因変更請求について、裁判所はこれを認めるべきか否かについて論じなさい。(20 点)